

仕様書（案）

1 業務名

岡山市第七次総合計画冊子デザイン業務委託

2 業務の目的

岡山市では、現在、将来を見据えた市政の羅針盤となる「岡山市第七次総合計画」の策定を進めているところであり、策定後は計画の冊子（全体版及び概要版）を作成し広く市民へ周知・広報を行うこととしている。

本業務は、計画の内容が広く市民に理解され市政への関心と参加意識が高まるとともに、様々な場所で長期間利用されるよう、わかりやすく親しみやすい冊子のデザイン作成を委託するものである。

3 適用範囲

岡山市第七次総合計画冊子デザイン業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

4 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- （１）岡山市契約規則
- （２）個人情報の保護に関する法律
- （３）その他の関係法令

5 契約期間

契約日から令和８年３月３１日（火）まで

6 業務内容

- ・ 岡山市が提供する原稿及び付属データ等を基に、レイアウトや配色等を工夫するとともに、適宜写真やイラスト等を使用し、市民が見た時のわかりやすさや見やすさ、親しみやすさ、ユニバーサルデザインや多様性に配慮した上で、全体版及び概要版冊子のデザインを作成すること。
- ・ 特に概要版のデザインは、こどもからお年寄りまで、幅広い年代の市民に市政をより身近なものと感じてもらえるよう工夫し、イラストを効果的に使用すること。概要版のイラストは、各ページ複数点使用することを想定しているが、詳細については協議により決定するものとする。
- ・ 概要版のデザインは、全体版の原稿を基に作成することとするが、多くの市民が目にすることを意識し、単に全体版を抜粋したものとならないよう注意すること。全体版の原稿のうち、掲載が必要な箇所等については別途岡山市から指示する。また、その他詳細については

協議により決定するものとする。

- ・岡山市第七次総合計画長期構想の将来都市像のキーワードである「わくわくする」、「桃太郎のまち」を十分に理解し、岡山市の未来に対してわくわく感を抱くことができるデザインとなるよう工夫すること。
- ・岡山市が提供する、「前期中期計画の政策とSDGs目標の関連一覧表」を基に、分野別計画の各政策にSDGs目標をわかりやすく配置すること。
- ・表紙については全体版及び概要版で統一感のあるデザインとすることとし、少なくとも3点以上を候補として提示すること。
- ・わかりやすさや見やすさに配慮するため、目次頁等を適宜作成し差し込むこと。
- ・デザインの一部に再考が必要となった場合には、岡山市の指示に基づき作成すること。
- ・最低3回以上の校正を行うこと。
- ・契約締結後速やかに、業務スケジュール等について協議を行うこととする。

<冊子の概要>

規格：A4横（フルカラー）

頁数：全体版 230頁程度

概要版 16頁程度

※全体版の原稿はMicrosoft Word 2019にて提供する。

※必要に応じて、岡山市第六次総合計画後期中期計画デザインのデータを提供する。

※原稿内容は、令和8年2月定例市議会へ提出する議案の議決後（令和8年3月下旬頃）に確定するため、議決に際して内容の変更が生じた場合は、議決後に岡山市の指示に従い、文言修正等の必要な作業を行うこと。

7 成果品

以下のデータをCD-R又はDVD-Rに収め、1枚納品すること。①については、印刷用として別途1枚納品すること。

- ①Illustrator形式でフォントをアウトライン化したもの
- ②市ホームページ掲載用として、テキスト抽出ができるPDFファイル（高解像度と低解像度の2種類）
- ③冊子の中で使用した写真、イラスト、キャラクター等のデジタルデータ

8 知的財産権等

- （1）受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- （2）受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- （3）本業務を実施するにあたり、第三者が権利を有する素材（タレント等の著名人、キャラク

ター等)を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 成果品の利用

- (1) 岡山市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。
- (2) 岡山市は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要又は本市の業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集又は表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も、期間・態様の制限なく利用することは難しいと岡山市が判断した場合は、双方協議の上、岡山市は、成果品の利用期間の限定、利用態様の限定を行うものとする。

10 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市の責めに帰する場合を除き、岡山市は一切の責任を負わない。

11 その他

- (1) 本仕様書のほか、原則として、令和7年11月14日に公示した岡山市第七次総合計画冊子デザイン業務委託に係る企画競争において提出した企画提案書等に基づき業務を履行すること。
- (2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。